

現行	改正案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 まちづくりの基本理念等（第3条・第4条）</p> <p>第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条－第9条）</p> <p>第4章 市民公益活動の推進（第10条－第12条）</p> <p>第5章 市政への参画及び市との協働（第13条－第17条）</p> <p>第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（第18条）</p> <p>第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置（第19条）</p> <p>第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置（第20条）</p> <p>第9章 条例の検討（第21条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（まちづくりの基本原則）</p> <p>第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。</p> <p>（2） 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 まちづくりの基本理念等（第3条・第4条）</p> <p>第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条－第9条）</p> <p><u>第3章の2 地域自治協議会（第9条の2）</u></p> <p>第4章 市民公益活動の推進（第10条－第12条）</p> <p>第5章 市政への参画及び市との協働（第13条－第17条）</p> <p>第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（第18条）</p> <p>第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置（第19条）</p> <p>第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置（第20条）</p> <p>第9章 条例の検討（第21条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p><u>（8）地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</u></p> <p>（まちづくりの基本原則）</p> <p>第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。</p> <p>（2） 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、</p>

現行	改正案
<p>係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。</p>	<p>互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。</p>
<p>(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。</p>	<p>(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。</p>
<p>(市民の役割)</p>	<p>(市民の役割)</p>
<p>第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>
<p>(市民公益活動団体の役割)</p>	<p>(市民公益活動団体の役割)</p>
<p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>
<p>(事業者の役割)</p>	<p>(事業者の役割)</p>
<p>第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>
<p>(市の責務)</p>	<p>(市の責務)</p>
<p>第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。</p>	<p>第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。</p>
<p>2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。</p>	<p>2 市は、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。</p>
<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>

現行	改正案
<p>(情報の収集及び共有)</p> <p>第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(学習機会の提供等)</p> <p>第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</p>	<p>第3章の2 地域自治協議会 (地域自治協議会)</p> <p>第9条の2 市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。</p> <p>2 地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。</p> <p>3 地域自治協議会の設置及び認定に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(情報の収集及び共有)</p> <p>第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校、地域自治協議会</u>及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(学習機会の提供等)</p> <p>第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</p>

現行	改正案
<p>(2) 市民、市民公益活動団体及び事業者からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。</p> <p>(市民参加の方法及び実施)</p> <p>第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。</p>	<p>(2) 市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。</p> <p>(市民参加の方法及び実施)</p> <p>第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。</p>